

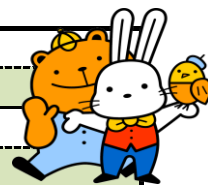
◆◆◆◆ 令和5年度(令和5年4月～令和6年3月分) ◆◆◆◆

# 国民健康保険税について

国民健康保険税納税通知書は世帯主様あてに送付しております。

## ◆納税通知書の記載内容

1ページ	表	納税義務者の住所、氏名等
	裏	納付できる金融機関とスマートフォンアプリ、口座振替のご案内
2ページ	表	課税の内訳
	裏	軽減制度について
3ページ	表	期別ごとの税額
	裏	雇用保険を受給される方(非自発的失業者)の国民健康保険税の軽減について 国民健康保険税の減免措置について
4ページ	表	個人ごとの課税の内訳
	裏	年金からの天引き(特別徴収)について
5ページ	表	国民健康保険税のあん分率及び軽減額、納期限等
	裏	後期高齢者医療制度創設に対する支援と、介護保険制度について
6ページ	表	課税の根拠等
	裏	後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の配慮について 社会保険料控除について
7～8ページ		国民健康保険税口座振替依頼書 ※納付書払いの場合のみ同封
単票		国民健康保険税の納付書兼納入済通知書 ※納付書払いの場合のみ同封



## ◆今年度の改正点

### ①税率と課税上限額が変更になりました。

	改正前(令和4年度)			改正後(令和5年度)		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割率	6.60%	2.70%	2.80%	<del>6.50%</del>	<del>2.60%</del>	<del>2.60%</del>
均等割額 (1人あたりに 必ずかかる税額)	18,700円	7,300円	10,000円	<del>19,700円</del>	<del>7,800円</del>	10,000円
平等割額 (1世帯あたりに 必ずかかる税額)	18,300円	7,200円	6,200円	18,300円	7,200円	6,200円
課税上限額	650,000円	200,000円	170,000円	650,000円	<del>220,000円</del>	170,000円

税率と課税上限額の変更により、世帯状況等に変更がない場合にも、前年度税額と比較して増減が生じます。

### ②一定の所得以下の世帯に対する国保税の軽減の判定所得の基準額が引き上げになりました。

※7割軽減の判定所得の基準額は変更ありません。

※ただし、所得の把握が必要になるため、確定申告が必要でないかたも所得の申告が必要になる場合があります。

詳しくは納税通知書2ページ裏面をご覧ください。

	世帯の所得金額の合計 改正前(令和4年度)	世帯の所得金額の合計 改正後(令和5年度)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下	7割軽減の判定所得の基準額は変更ありません。
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+ 28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+ <del>29万円</del> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者)以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+ 52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+ <del>53.5万円</del> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者)以下

### ③18歳以下の子ども(※1)2人目以降にかかる均等割額の減免について所得制限が撤廃になりました。

改正前(令和4年度)	改正後(令和5年度)
上位所得層(世帯に属する国民健康保険被保険者の基礎控除後の合計所得が600万円を超える世帯、未申告者がいる世帯)を除く	所得制限が撤廃になりました。

※1 令和5年度は、平成17年4月2日以降に生まれた子ども

# ◆納税通知書の見方

## 2ページ表 課税の内訳

<例> 2人世帯で、5月から国民健康保険(国保)に加入した場合  
 世帯主 国保 太郎(45歳、所得の合計金額…93万円)  
 妻 国保 花子(35歳、所得の合計金額…0円)

### 国民健康保険税 課税内訳

通知書番号	所得の合計金額-基礎控除(43万円)を世帯で合計した金額です。 (内訳)太郎さん…93万円-43万円=50万円 花子さん…0円										増額・減額の賦課額 (円)	
賦課額変更の理由												
国民健康保険税	所得割	算定基礎額(円)	所得割額(円)	人員	均等割額(円)	平等割額(円)	算出合計額(円)					
		医療分	500,000	32,500	2	39,400	18,300	90,200				
	支援分	500,000	13,000	2	15,600	7,200	35,800					
	介護分	500,000	13,000	1	10,000	6,200	29,200					
	合算分		58,500		65,000	31,700	155,200					
	減額	割合	軽減額(円)	子ども軽減額(円)	限度超過額(円)	月割減額(円)	平等割半額内訳(円)	加入月数	月割賦課額(円)	減免額(円)	確定賦課額(円)	
		5	28,850	0	0	5,113	0	0	11	56,237	0	56,200
			11,400	0	0	2,034	0	0		22,366	0	22,300
			8,100	0	0	1,759	0	0		19,341	0	19,300
	合算分	48,350	0	0	8,906	0	0		97,944	0	97,800	
	内訳	医療分										
		支援分										
介護分												
合算分												

所得の合計金額-基礎控除(43万円)を世帯で合計した金額です。  
(内訳)太郎さん…93万円-43万円=50万円  
花子さん…0円

子どもの均等割額減免などの減免制度に該当する場合、月割賦課額から差し引かれる税額が記載されます。  
<例>では、該当する減免はないため0が記載されます。

1人あたりにかかる税額です。

1世帯あたりにかかる税額です。

未就学児の均等割額軽減制度に該当する場合、軽減額が記載されます。  
<例>では、軽減対象者ではないため0が記載されます。

今年度の年税額です。

### 1 所得割額

所得割算定基礎額に、所得割率をかけた金額です。  
 ※所得割率については、納税通知書5ページ表面をご覧ください。

### 2 均等割額

世帯の国保加入者の人数によって税額が変わります。

<例>

医療分…19,700円 ×	人数	=	39,400円	} 医療分,支援分は太郎さんと花子さんの2人分
支援分…7,800円 ×	2	=	15,600円	
介護分…10,000円 ×	1	=	10,000円	

### 4 減額

一定の所得金額以下の世帯に対する軽減制度に該当した場合、算出合計額から差し引かれる金額です。  
 <例>では、太郎さん、花子さんの世帯は、5割軽減に該当しているため、

②均等割額と③平等割額から5割分を軽減します。

※軽減判定基準については、納税通知書2ページ裏面をご覧ください。  
 ※減額は均等割額・平等割額の総額で記載しているため内訳は納税通知書5ページ表面をご覧ください。

### 5 月割減額

国保に加入していない月の分で、月割計算によって差し引かれる金額です。

<例>では、太郎さん、花子さんの世帯は、国保に加入していない4月分を月割減額します。

⑤月割減額 = ①所得割額の1ヶ月分 + ②均等割額 + ③平等割額 - ④減額の1ヶ月分

## 4ページ表 個人ごとの課税の内訳

国民健康保険税 個人別明細書		資格状況の*は賦課対象月 ◇は特定同一世帯所属者対象月															
通知書番号	0098765400	氏名	国保 太郎														
氏名	所得割算定基礎額 (円)	資格状況(上段:医療・支援 下段:介護)												医療分個人賦課額		支援分個人賦課額	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月数	医療分個人賦課額 (円)	介護分個人賦課額 (円)	支援分個人賦課額 (円)
1 国保 太郎●	500,000	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	11	38,820	16,500	15,491
2 国保 花子	0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	11	9,029	0	3,575
3																	
4																	
5																	
6																	
7	所得の合計金額－基礎控除(43万円)を個人ごとに記載しております。																
8																	
9																	
10																	

国保の加入状況です。  
\*がある月が国保に加入しているため、  
課税対象です。

所得の合計金額－基礎控除(43万円)を個人ごとに記載しております。

個人ごとの年税額を算出することができます。

太郎さん・・・ 38,820(医療分) + 15,491(支援分) + 16,500(介護分)  
計 **70,811円**

花子さん・・・ 9,029(医療分) + 3,575(支援分)  
計 **12,604円**

※平等割額(1世帯あたりにかかる税額)は含まれておりませんので、個人ごとの年税額を世帯全員分合算しても ⑥ 確定賦課額と一致しません。  
また、年税額は100円未満を切り捨てるため、実際の税額とは異なる場合があります。

太郎さん、花子さん世帯の平等割額の目安は、世帯の年税額と個人ごとの年税額との差額です。

97,800 - ( **70,811** + **12,604** ) ÷ 14,385円  
確定賦課額 太郎さん 花子さん 平等割額の目安

不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

福島市国保年金課国保資格係 電話(直通)024-525-3735  
(受付時間 8:30~17:15)

なお、納税通知書発送直後は、窓口・電話が大変混み合いますので、  
ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



## ◆国民健康保険税に関するQ&A

**Q1** 国民健康保険に加入していないのに、納税通知書が自分あてに届いたのですが。

**A1** 国民健康保険税納税通知書は、納税義務者である世帯主様あてに送付されます。

世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

**Q2** 令和5年度の税額が令和4年度よりも高くなっているのですが。

**A2** 令和5年度は、税率が変更になっています。詳しくはこのチラシの1ページ目をご覧ください。また、増額の理由としては、以下も挙げられます。

- ①国民健康保険の加入者が増加している場合
- ②令和4年中の所得が令和3年中に比べ増加している場合
- ③所得が増加したことにより、軽減の判定所得の基準額を超え、軽減から外れた場合
- ④確定申告または市県民税申告を行っていない場合(所得0円でも申告が必要です。)

**Q3** 職場の健康保険に加入したのに納税通知書が届いたのですが。

**A3** 他の健康保険等に加入した場合は、国保喪失の手続きが必要です。 オンラインによる手続きはこちらから▼

オンラインによる手続きが、右記QRから可能です。

新たに加入された健康保険証等(全員分)をご準備の上、手続きをしてください。

窓口での手続きをご希望の場合は、新たに加入された健康保険証等(全員分)を、市役所1階の国保年金課または各支所・出張所にお持ちいただき、手続きをしてください。郵送による手続きをご希望の場合は、福島市役所ホームページをご覧ください。



**Q4** 年度の途中で加入・喪失をした場合、国民健康保険税はどのようになりますか。

**A4** 年度の途中で加入した場合は、加入した月から翌年3月までの月割で計算します。

また、年度の途中で喪失した場合は、4月または加入した月から喪失した月の前月分までを月割で計算します。計算の結果によっては、国民健康保険を喪失した後も国民健康保険税の納税義務が残る場合があります。

※8月に国保に加入した場合

 = 国保加入期間

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

年間の国保税の  $\frac{8}{12}$  が課税になります

※8月に国保を喪失した場合

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

年間の国保税の  $\frac{4}{12}$  が課税になります

**Q5** 支払った国民健康保険税の金額は、申告に使うことができますか。

**A5** 国民健康保険税は社会保険料控除の対象です。領収証書は大切に保管してください。

詳しくは、納税通知書6ページ裏面「(9)市・県民税申告、確定申告における社会保険料控除について」をご覧ください。